

益田市耐震改修促進計画

平成30年3月

益 田 市

目次

第1章 計画の基本的事項

- 1. 計画策定の背景と目的 1
- 2. 計画の位置づけ等 1
- 3. 想定される地震の規模及び被害の想定等 4

第2章 建築物の耐震化の現状

- 1. 住宅の耐震化の現状 7
- 2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状 7

第3章 耐震化に係る目標設定

- 1. 住宅の耐震化の目標 10
- 2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標 10

第4章 耐震化の促進を図るための施策

- 1. 施策の取組方針 11
- 2. 耐震化への誘導及び支援策等 11
- 3. 地震防災に関する啓発のための施策 12
- 4. 耐震化に関する普及啓発のための施策 13
- 5. 関係団体等による連携体制の整備 13
- 6. 耐震改修促進法による法的措置 14

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景と目的

(1) 計画策定の背景

平成7年1月に発生した阪神淡路大震災を契機に同年12月に「建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「耐震改修促進法」という。）」が施行された。

また、平成17年の中央防災会議において、建築物の耐震化は、死傷者及び経済被害を半減させるための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置づけられた。これを受け、平成18年1月に耐震改修促進法が改正され、国が基本方針を定め、都道府県は基本方針に基づき耐震改修促進計画を策定、市町村は耐震改修促進計画の策定が努力義務とされた。

その後、平成23年3月に「東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）」が発生し、日本の観測史上最大規模の地震となった。この地震によって引き起こされた津波は、東日本一帯に甚大な被害をもたらした。このような状況を踏まえ、平成25年11月には、要緊急安全確認大規模建築物（耐震改修促進法附則第2条に規定する規模の大きな建築物）の所有者の義務等が追加されるなど、法改正が行われた。

また、平成28年に発生した熊本地震では、昭和56年5月以前に建築された旧耐震基準の住宅の被害に加え、昭和56年6月以降に建築された新耐震基準であっても、接合部の基準が明確化された平成12年6月以前に建築された住宅に多くの被害が発生した。このことから、昭和56年6月1日から平成12年5月31日までに建築された木造建築物も耐震性が不足している可能性があると考えられる。

(2) 計画の目的

本計画は、大規模地震による住宅・建築物の倒壊等の被害から市民の生命、財産を保護し、並びに経済的な被害を軽減するための耐震化を促進することを目的とする。

2. 計画の位置づけ等

(1) 計画の位置づけ

本計画は国が策定した基本方針及び県が策定した「島根県建築物耐震改修促進計画（平成29年3月）」に基づき、市内の住宅・建築物の耐震診断・耐震改修に関する施策の方向性を示すものである。また、本計画は「益田市地域防災計画」の関連計画として、平成21年3月に策定した「益田市耐震改修促進計画」の見直しを行ったものである。

(2) 計画の計画期間

本計画の計画期間は、平成30年度（2018年度）から平成37年度（2025年度）までの8年間とし、他の計画との整合性を図りながら必要に応じて見直すものとする。（前計画における計画期間：平成20年度～平成27年度、2年間の延長を行い平成29年度まで）

(3) 対象区域及び対象建築物

本計画の対象区域は益田市全域とし、対象建築物は耐震性が不足しているおそれのある住宅及び下記の①～③に該当する特定既存耐震不適格建築物とする。

① 多数の者が利用する建築物

耐震改修促進法における規制対象一覧				
※義務付け対象は旧耐震建築物				
用途	特定既存耐震不適格建築物の要件	指示対象となる特定既存耐震不適格建築物の要件	耐震診断義務付け対象建築物の要件	
学校	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校	階数2以上かつ1,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ1,500㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。	階数2以上かつ3,000㎡以上 ※屋内運動場の面積を含む。
	上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上		
	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上	階数1以上かつ2,000㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上
ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
病院、診療所				
劇場、観覧場、映画館、演芸場				
集会場、公会堂				
展示場				
卸売市場				
百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
ホテル、旅館				
賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎、下宿				
事務所				
老人ホーム、老人短期入所施設、福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上	階数2以上かつ2,000㎡以上	階数2以上かつ5,000㎡以上	
老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの				
幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上	階数2以上かつ750㎡以上	階数2以上かつ1,500㎡以上	
博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上	階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
遊技場				
公衆浴場				
飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの				
理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗				
工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く。）				
車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの		階数3以上かつ2,000㎡以上	階数3以上かつ5,000㎡以上	
自動車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設				
保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物				
危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵又は処理するすべての建築物	500㎡以上	階数1以上かつ5,000㎡以上 （敷地境界線から一定距離以内に存する建築物に限る）	
避難路沿道建築物	耐震改修等促進計画で指定する避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	左に同じ	耐震改修等促進計画で指定する重要な避難路の沿道建築物であって、前面道路幅員の1/2超の高さの建築物（道路幅員が12m以下の場合は6m超）	
防災拠点である建築物			耐震改修等促進計画で指定する大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な、病院、官公署、災害応急対策に必要な施設等の建築物	

出典：平成29年3月島根県建築物耐震改修促進計画

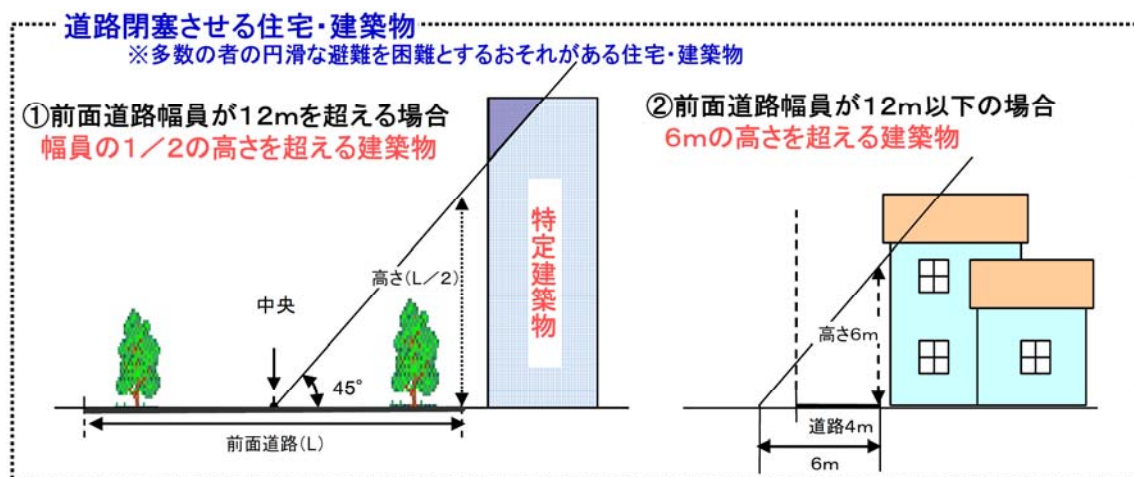
② 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の種類	危険物の数量
① 火薬類(法律で規定)	
イ 火薬	10t
ロ 爆薬	5t
ハ 工業雷管及び電気雷管	50万個
ニ 銃用雷管	500万個
ホ 信号雷管	50万個
ヘ 実包	5万個
ト 空砲	5万個
チ 信管及び火管	5万個
リ 導爆線	500km
ヌ 導火線	500km
ル 電気導火線	5万個
ヲ 信号炎管及び信号火箭	2t
ワ 煙火	2t
カ その他の火薬を使用した火工品	10t
その他の爆薬を使用した火工品	5t
② 消防法第2条第7項に規定する危険物	危険物の規制に関する政令別表第三の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類及び道標備考第8号に規定する可燃性液体類	可燃性固体類30t 可燃性液体類20m ³
④ マッチ	300マッチトン (※)
⑤ 可燃性のガス(⑦及び⑧を除く。)	2万m ³
⑥ 圧縮ガス	20万m ³
⑦ 液化ガス	2,000t
⑧ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物(液体又は気体のものに限る。)	毒物20t 劇物200t

(※) マッチトンはマッチの計量単位。1マッチトンは、並型マッチ(56×36×17mm)で7,200個、約120kg

出典：平成 29 年 3 月 島根県建築物耐震改修促進計画

③ 緊急輸送道路沿いの通行障害建築物



出典：平成 29 年 3 月 島根県建築物耐震改修促進計画

注1：特定既存耐震不適格建築物 … 耐震改修促進法で定められた昭和 56 年 5 月以前に建築され、新耐震基準に適合しない建築物で、多数の者が利用するなど一定の用途と一定の規模に該当するものをいい、平成 25 年の改正前の耐震改修促進法第 6 条各号、改正後の同法第 14 条各号に該当する建築物をいう。(P2①、P3②・③ 参照)

3. 想定される地震の規模及び被害の想定等

(1) 地震の災害履歴

- 全国で発生した近年の大規模地震

近年、全国で発生した大規模地震は、次の表のとおりである。

発生の切迫性が高いとされる東海地震及び東南海・南海地震の被害想定地域以外の地域においても、全国各地で大規模地震が頻発しており、大規模地震は、いつでもどこでも発生する可能性がある。

近年の大規模地震

発生年月日	名称	地震の規模 (マグニチュード [*])	死者/不明 [負傷者] (人)
平成7 (1995) 年 1月17日	兵庫県南部地震	7.3	6,434 [43,792]
平成12 (2000) 年 10月6日	鳥取県西部地震	7.3	0 [182]
平成13 (2001) 年 3月24日	広島県芸予地震	6.7	2 [288]
平成15 (2003) 年 3月26日	十勝沖地震	8.0	1 [849]
平成16 (2004) 年 10月23日	新潟県中越地震	6.8	67 [4,805]
平成17 (2005) 年 3月20日	福岡県西方沖地震	7.0	1 [1,087]
平成19 (2007) 年 3月25日	能登半島地震	6.9	1 [356]
平成19 (2007) 年 7月16日	新潟県中越沖地震	6.8	15 [2,346]
平成20 (2008) 年 6月14日	岩手・宮城内陸地震	7.2	17/6 [426]
平成23 (2011) 年 3月11日	東北地方太平洋沖地震	9.0 ^{*1}	19,225/2,614 [6,219] ^{*2}
平成23 (2011) 年 4月7日	宮城県沖	7.2	4 [296]
平成26 (2014) 年 11月22日	長野県北部	6.7	0 [46]
平成28 (2016) 年 4月14日	熊本地震	7.3	88 [2,173]
平成28 (2016) 年 10月21日	鳥取県中部地震	6.6	0 [23] ^{*3}

^{*1} 地震の規模 (マグニチュード)、ただし、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震はモーメントマグニチュード

^{*2} 人的被害及び物的被害については、平成23年3月11日に発生した「平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震」の余震による被害 および3月11日以降に発生した余震域外の地震で被害の区別が不可能なものも含む。

^{*3} 平成28年(2016年)鳥取県中部地震は平成29年1月4日時点。

出典：気象庁HP被害地震資料

兵庫県南部地震の負傷者は、総務省消防庁による

- 県内に被害をもたらした主な地震

島根県で発生又は影響を及ぼした主な地震は、次の表のとおりである。

歴史的には県内全域で大規模地震が発生しており、全国と同様に島根県内においても、大規模地震は、いつでもどこでも発生する可能性がある。

島根県被害地震

発生年月日	名称 (震央地名)	地震の規模 (マグニチュード)	被害状況
880年11月23日	出雲	7.4	神社仏閣家屋転倒
1026年6月16日	石見	不明	万寿の大津波、石見地方沿岸に大被害
1872年3月14日	石見浜田地震	7.1	死者804人、負傷者702人
1914年5月23日	島根県東部	6.3	外壁の亀裂、土地の崩壊・亀裂等
1943年9月10日	鳥取地震	7.2	外壁の亀裂、屋根瓦の落下、煙突が折れる
2000年10月6日	鳥取県西部地震	7.3	全半壊610棟、一部損壊3,456棟
2001年3月24日	芸予地震	6.7	文教施設9棟、社会福祉施設3棟等で被害

出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）

● 本市における地震災害記録

過去の地震による被害については、平成9年6月25日に山口県北部を震源とする地震が発生し、岩倉町の観測地点で震度5強を計測した。この地震で、民家、公共施設において壁の落下、ひび割れ等の被害があった。

津波については、日本海中部地震（昭和58年5月26日、M7.7）及び北海道南西沖地震（平成5年7月12日、M7.8）に伴って発生した津波で、隠岐諸島、島根半島を中心に被害が発生したが、益田市における被害記録は無い。

（2）地震の規模想定

想定する地震の規模及び被害の状況は、平成24年度に島根県が実施した「島根県地震被害想定調査」に基づくものとする。

● 想定される地震の規模と震度

想定条件 「島根県地震被害想定調査」における想定地震（陸域）は、下記の5地震であり、島根県は県内の東部、中東部、中西部及び西部の4地域について、「冬の早朝（午前5時）」、「秋の昼（12時）」及び「冬の夕方（午後6時）」の3つを前提とする。

	想定地震名	マグニチュード (M)	地震動 の想定	津波 の想定	地震のタイプ	想定理由
陸 域 の 地 震	宍道湖層の地震	7.1	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	宍道湖南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	微小地震発生領域
	大田市西南方の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層
	浜田市沿岸の地震	7.3	○	—	内陸の浅い地震を想定	歴史地震
	弥栄断層帯の地震	7.6	○	—	内陸の浅い地震を想定	断層

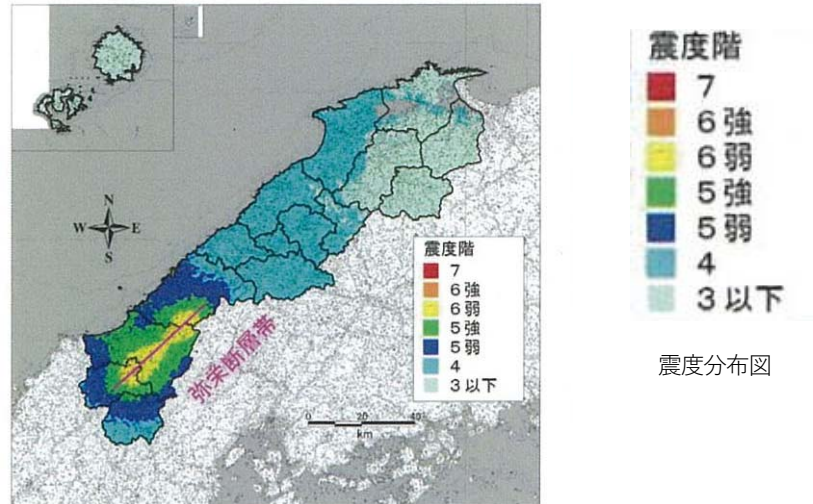
出典：島根県地域防災計画（震災編）（平成26年3月）

益田市においては、この4地域のうち、弥栄断層帯の地震が直接被害の想定ケースに当たる。本地域での被害想定については次に示す。

(3) 弥栄断層帯の地震における益田市被害想定

地震動及び液状化

- ・震度は、地表最大震度で震度 6 強を示す。
- ・液状化危険度は、浜田市から益田市の沿岸部と震源に近い山間部に発生危険度のかなり高い所が見られる。



出典:「島根県地震想定被害調査報告書(平成 24 年 6 月)」

弥栄断層帯 (M7.6)

● 被害の想定^{注2}

i. 建築物の被害

木造建物の大破棟数（倒壊及び現状のままでは住めない状況）は、揺れによるものが約 450 棟、液状化によるものが約 230 棟と想定される。

ii. 火災の被害

全ての独立した建物を想定対象に、(2) で設定した条件である 3 つの季節と時刻の組み合わせで出火件数を予測している。弥栄断層帯の地震では炎上出火は起こらないと想定され、出火した場合でも消防力の運用により消火可能な状況と想定される。

iii. 人的被害

死者数は時間帯で、午前 5 時では 6 人、12 時で 4 人、午後 6 時で 5 人と想定される。

iv. 道路被害（橋梁）

益田市を主に周辺地区を含め、国道 47 箇所、主要地方道と一般県道で 202 箇所程度の被害が予想される。

v. ライフラインの被害

上水道において 24 箇所の被害、LP ガスにおいて 29 件の被害、電力において停電件数 235 件の被害、電話では普通回線 200 件の被害が予想される。

注 2：被害の想定 … 被害の想定は益田市地域防災計画（震災対策編）の想定される被害より抜粋している。

第2章 建築物の耐震化の現状

1. 住宅の耐震化の現状

住宅の現状の耐震化率は、耐震診断の市内実施状況に関する統計データが無い場合、国の推計方法に準じて算出した。平成29年度末の住宅数（居住世帯あり）の推計にあたっては、平成15年から平成25年までの住宅・土地統計調査結果をもとに算出した。

推計の結果、平成29年度末の住宅数は19,400戸で、このうち新耐震基準施行前の昭和55年以前の住宅は42.9%となり、県推計の40.3%と比べ若干高めとなっている。そして、耐震化率については**67%**となり、県推計の70%と比較すると、耐震化に遅れが見られる。

構造別住宅の耐震化の現状（平成29年度推計）

（単位：戸）

全 体	住 宅 数 ① (②+③)	昭和56年以降 の住宅 ②	昭和55年以前 の住宅 ③	耐震性あり 住 宅 数 ⑤ (②+④)	現 状 の 耐震化率 ⑤/①
			うち耐震性能 あり ④		
木 造	16,380	8,300	8,080	10,150	62%
			1,850		
非 木 造	3,020	2,770	250	2,850	94%
			80		
合 計	19,400	11,070	8,330	13,000	67%
			1,930		

資料：平成15年度～平成25年度住宅・土地統計調査

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の現状

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物（平成25年の改正前の耐震改修促進法第6条各号、改正後の同法第14条各号に該当する建築物をいう。）は市内に259棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は225棟で、耐震化率は約**87%**である。

このうち、国・県・市が所有する建築物（以下「公共建築物」という。）は186棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は170棟で、耐震化率は**91%**と、県推計の88%を上回る。他方で、民間建築物は73棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は55棟で、耐震化率は約**75%**であり、県推計の81%に比べ低くなっている。

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状①（平成 29 年度時点）

（単位：棟）

	建築物数 ① (②+③)	昭和 56 年 6 月 以降の建築物 ②	昭和 56 年 5 月 以前の建築物 ③	耐震性あり 建築物数 ⑤ (②+④)	現状の 耐震化率 ⑤/①
			うち耐震性能あり ④		
多数の者が利用する 建築物	259	159	100	225	87%
			66		
災害の拠点となる建築物 (庁舎、小中学校、高校、病院、 老人ホーム、体育館等)	174	91	83	154	89%
			63		
不特定多数の者が利用する建 築物(百貨店、飲食店、ホテル・ 旅館、遊技場等)	16	15	1	15	94%
			0		
特定多数の者が利用する建 築物(共同住宅、寄宿舎、下宿、 事務所、工場等)	69	53	16	56	81%
			3		

多数の者が利用する建築物の耐震化の現状②（平成 29 年度時点）

（単位：棟）

	建築物数	公共建築物		民間建築物	
		うち耐震性能あり	耐震化率	うち耐震性能あり	耐震化率
多数の者が利用する 建築物	259	186	91%	73	75%
		170			
災害の拠点となる建築物 (庁舎、小中学校、高校、病 院、老人ホーム、体育館等)	174	142	89%	32	84%
		127			
不特定多数の者が利用する 建築物(百貨店、飲食店、ホ テル・旅館、遊技場等)	16	7	100%	9	89%
		7			
特定多数の者が利用する建 築物(共同住宅、寄宿舎、下 宿、事務所、工場等)	69	37	97%	32	63%
		36			

（2）危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物は市内に 16 棟あり、そのうち耐震性があるとされる建築物は 12 棟（昭和 56 年 6 月以降の建築物）で、耐震化率は 75%である。

（3）緊急輸送道路沿いの通行障害建築物

「島根県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成 25 年 6 月）」において指定されている市内の第 1 次～第 3 次の緊急輸送道路は、次の表のとおりである。

緊急輸送道路を閉鎖するおそれのある住宅・建築物（通行障害既存不適格建築物）は市内に 42 棟が把握されている。

緊急輸送道路（平成 25 年 6 月 1 日時点）

道路区分	道路種別	路線名	益田市における該当路線
第 1 次 緊急輸送道路	一般国道	山陰道（国道 9 号益田道路）	遠田 IC～国道 9 号交点
	一般国道	国道 9 号	全線
	一般国道	国道 191 号	全線
	主要地方道	益田停車場線	国道 9 号交点～益田澄川線交点
	主要地方道	益田澄川線	益田停車場線交点～あけぼの有明線交点
	一般県道	蟠竜湖線	石見空港線交点～国道 191 号交点
	一般県道	石見空港線	全線
	一般県道	石見空港飯田線	全線
	一般県道	益田吉田線	国道 9 号交点～国道 191 号交点
	益田市道	中吉田久城線	全線
	益田市道	あけぼの有明線	益田澄川線交点～国道 191 号交点
	その他	川登柏原農道	益田阿武線交点～津和野田万川線交点
第 2 次 緊急輸送道路	一般国道	国道 488 号	国道 9 号交点～波佐匹見線交点
	主要地方道	益田阿武線	国道 9 号交点～山口県境
	主要地方道	益田澄川線	あけぼの有明線交点～益田公園徳原線交点
	一般県道	蟠竜湖線	蟠竜湖高津線交点～石見空港線交点
	一般県道	蟠竜湖高津線	全線
	一般県道	波佐匹見線	国道 191 号交点～国道 488 号
	益田市道	久原三谷線	国道 191 号交点～都茂山科線交点
	益田市道	益田運動公園徳原線	国道 191 号交点～益田澄川線交点
第 3 次 緊急輸送道路	益田市市内指定なし		

平成 29 年島根県建築物耐震改修促進計画より抜粋

- 第 1 次緊急輸送道路
 - ・ 島根県と隣接県との広域的な連携を確保する緊急輸送道路ネットワークの骨格となる道路
 - ・ 東西・南北方向の広域的な連携を確保する高規格幹線道路、及び主要な一般国道を設定する。また、これらの路線と第 1 次防災拠点を連絡する路線を設定する。
- 第 2 次緊急輸送道路
 - ・ 県内市町村相互の連携の確保及び第 1 次緊急輸送道路を補完し、緊急輸送道路ネットワークを形成する道路
 - ・ 第 1 次緊急輸送道路と第 2 次防災拠点を連絡する路線を設定する。
- 第 3 次緊急輸送道路
 - ・ 第 1 次及び第 2 次緊急輸送道路と第 3 次防災拠点を連絡する路線を設定する。

第3章 耐震化に係る目標設定

本市の耐震化は、住宅で約67%（全国82%、県70%）、多数の者が利用する建築物で約87%（県86%）であり、住宅においては依然低い状況にある。今後、国・県の方針及び計画を踏まえ、次のとおり目標値を設定する。

また、耐震診断未実施の建築物が多く存在しており、耐震化の促進を図る観点から耐震診断についても目標を設定する。

1. 住宅の耐震化の目標

住宅の耐震化率については、現状の67%を、県の目標値と同水準の90%まで引き上げることを目標とし、耐震化を推進する。

目標である耐震化率90%を達成するためには、老朽住宅の改善をさらに進める必要があり、建替え等については約1,900戸（平均240戸/年）、耐震改修については約2,200戸（平均270戸/年）を実施し、現状で耐震性が劣るとされる約6,400戸を約1,960戸まで減少させる必要がある。

住宅の耐震化の目標 (単位：戸)

	現 状 (平成29年度末推計)	目 標 (平成37年度末)
S56年以降の住宅	11,070	13,550
S55年以前の住宅	8,330	6,050
耐震性あり	1,930	4,090
耐震性が劣る	6,400	1,960
計	19,400	19,600
耐震化率	67%	90%

2. 特定既存耐震不適格建築物の耐震化の目標

(1) 多数の者が利用する建築物

多数の者が利用する建築物の耐震化率については、現状の87%を、県の目標値と同水準の95%とすることを目標とし、耐震化を推進する。また、災害発生時において防災拠点となる「災害時の拠点となる建築物」については100%とすることを目標とする。

耐震診断については、公共建築物は3年後までに、民間建築物は5年後までに100%実施することを目標とする。

小・中学校、体育館、病院、診療所、市役所、警察署等については、地震が発生した場合、避難場所になると共に防災上重要な施設である。また、幼稚園、保育園、老人ホーム、老人福祉センター等は、地震時に利用者自らが避難することが難しい施設である。よって、これらの建築物は、関係部局と連携して耐震化を促進していくこととする。

(2) 危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物

危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する特定建築物の耐震化率についても、県の目標を踏まえ、現状の約75%を95%とすることを目標とする。

(3) 緊急輸送道路沿いの通行障害建築物

緊急輸送道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の耐震化率についても、県の目標を踏まえ95%とすることを目標とする。

第4章 耐震化の促進を図るための施策

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、その所有者が、地域防災対策は自らの問題、地域の問題という認識の下で、主体的に取り組むことが必要不可欠である。

民間建築物に対する支援は、その所有者の取り組みが円滑に進むよう、必要な情報提供と適切な誘導に努め、所有者にとって耐震診断及び耐震改修を行いやすい環境の整備を行い、住宅・建築物所有者の自主的、主体的な取り組みを推進する。

1. 施策の取組方針

(1) 基本的な取組方針

- 耐震化の促進

住宅・建築物所有者の自助努力、自治会の防災活動等により耐震化が促進されるよう誘導すると共に、必要に応じて補助事業の導入を検討する。

- 耐震化向上に関する啓発及び情報提供

住宅・建築物所有者等に、大規模地震が発生した場合の被害想定及び耐震改修等の必要性について、積極的な普及啓発に努める。

(2) 優先的に耐震化すべき建築物

次の住宅・建築物について重点的に耐震化を図る。

- ・耐震性が不足しているおそれのある木造住宅
- ・避難所となる小学校・中学校・高等学校・体育館・集会所などの施設
- ・不特定多数の人が利用する店舗・ホテル・集会場などの施設
- ・要安全確認計画記載建築物（防災拠点、避難所、緊急輸送道路沿道建築物）

2. 耐震化への誘導及び支援策等

(1) リフォームに併せた耐震改修の誘導

住宅・建築物所有者にとって、設備の導入・改修やバリアフリー化等のリフォームの機会を捉えて耐震改修を行うことは、別々に改修するのに比べ経済的であり、耐震化率向上においても効果的であるので、リフォームに併せて耐震診断及び耐震改修が行われるよう誘導を図る。

(2) 市が実施する支援策

高齢者世帯には、自力で耐震改修することが困難な所得の低い世帯が多いことから、国・県の補助事業等を活用し必要な助成制度を推進していく。

(3) 地域との連携

地震防災対策では「自らの生命は自ら守る」「自らの地域は自ら守る」という自助共助の考え方が重要であり、市は地域との連携を強化し普及促進を図る。

3. 地震防災に関する啓発のための施策

(1) 地震防災マップの作成

市民及び住宅・建築物所有者の意識啓発を図り、耐震診断・耐震改修を促進させるため、想定される大規模地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地図（地震防災マップ）を作成及び公表することについて検討する。

また、地域の状況に応じて、地盤の液状化やがけの崩壊の危険性、市街地の火災の危険性等についても地震防災マップに表現し、様々な危険性の存在の周知に努める。

(2) 地震時の総合的な安全対策に関する施策

ブロック塀の倒壊防止、窓ガラスの飛散防止、天井の落下防止、エレベーターでの閉じ込め防止、家具の転倒防止等、被災時に危険となる建築物以外の地震防災対策について啓発に努める。

(3) 広報用ビデオ等の活用

リーフレットや事例集など個別に配布するメディアのほかに、所有者の体験談・感想や工法別の工事概要を記録したビデオ・DVD等を、多数が参加するセミナーや講習会における学習教材として活用する。

(4) セミナー・講習会の開催

市民の地震防災に関する意識啓発と知識普及を図るため、一般市民向け又は特定既存耐震不適格建築物の所有者向けのセミナー、講習会等の開催に努める。また、それに合わせ、島根県建築士会の協力を得て耐震診断・耐震改修に関する無料相談会を開催し、個別の事例の対応方法についてアドバイスを行う。

(5) 各種行事を活用した広報の実施

建築防災週間及び違反建築物防止週間における立入指導や広報活動、毎年10月の住宅月間に実施される各種催しなど、既存の行事・活動を活用して、積極的に地震防災対策についての啓発を行うよう努める。

(6) 市職員等による「戸別訪問」の実施

耐震化に対する意識改革を図るため、県や（一社）島根県建築士会等関係機関の協力を得な

がら、市職員等が住宅所有者に直接、地震による危険性や耐震改修の必要性、支援制度等の説明を行う戸別訪問の実施を検討する。

4. 耐震化に関する普及啓発のための施策

(1) 相談窓口の設置

住宅・建築物所有者が気軽に耐震診断・耐震改修の相談ができるようにするため、市が設置する相談窓口において、耐震化に関する相談及び情報提供の体制の充実に努め、安心して耐震診断・耐震改修ができる環境を整備する。

《益田市相談窓口》

相談窓口	場 所	受付時間	電話番号
建設部建築課	市役所分館3階	8:30~17:15	0856-31-0668

(2) 耐震診断士の派遣制度

県が行う「島根県木造住宅耐震診断士登録制度」、「島根県耐震改修設計施工技術者登録制度」により、耐震診断が可能な建築士の派遣制度の設置を検討する。

(3) 耐震改修モデル設計による地域学習会の開催

耐震化率の低い木造住宅の耐震化を促進するため、県とともに「耐震改修モデル設計による地域学習会」を実施し、市民の地震防災に関する意識を啓発することにより、自主的な耐震診断・耐震改修が促進されるよう努める。

(4) 優遇税制の周知

住宅の耐震改修を促進する税制について、住宅耐震改修特別控除制度の市民への周知に努める。

5. 関係団体等による連携体制の整備

(1) 建築関係団体との連携体制

住宅・建築物の耐震化を促進するためには、建築関係団体の役割が極めて重要である。このことから、建築関係団体へ建築物の耐震化をはじめとする地震防災対策への協力や、ボランティア活動などの地域貢献に積極的に取り組んでいただくよう要請する。

(2) 地震被災建築物応急危険度判定の実施

地震発生後の応急対策として、余震等による二次災害を未然に防止するため、県、市、(一社)島根県建築士会で連携して地震被災建築物応急危険度判定を実施する。

6. 耐震改修促進法による法的措置

(1) 要安全確認計画記載建築物の指定

「島根県建築物耐震改修促進計画（平成 29 年 3 月）」より、大規模地震が発生した際、被災者救援・救護活動、消火活動等に重大な支障がないよう、耐震改修促進法第 5 条第 3 項第 1 号及び第 2 号に基づき、要安全確認計画記載建築物が次のとおり指定された。これにより、対象建築物の耐震診断結果の報告が義務づけられた。

- ① 大規模な地震が発生した場合において、その利用を確保することが公益上必要な建築物で、既存耐震不適格建築物であることが推定される建築物

所有者	災害時の用途	施設名称	所在地
益田市	防災拠点	美都総合支所	美都町都茂 1803 番地 1
		豪雪山村開発総合センター	匹見町イ 1260 番地
		福祉プラザますだ	乙吉町イ 110 番地 1
	避難所	市民学習センター	元町 11 番 26 号

※ 指定時点において、耐震診断・耐震改修の実施等により「地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。」とされている建築物は除外されている。

- ② 緊急輸送道路のうち、次に掲げる道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある住宅・建築物）

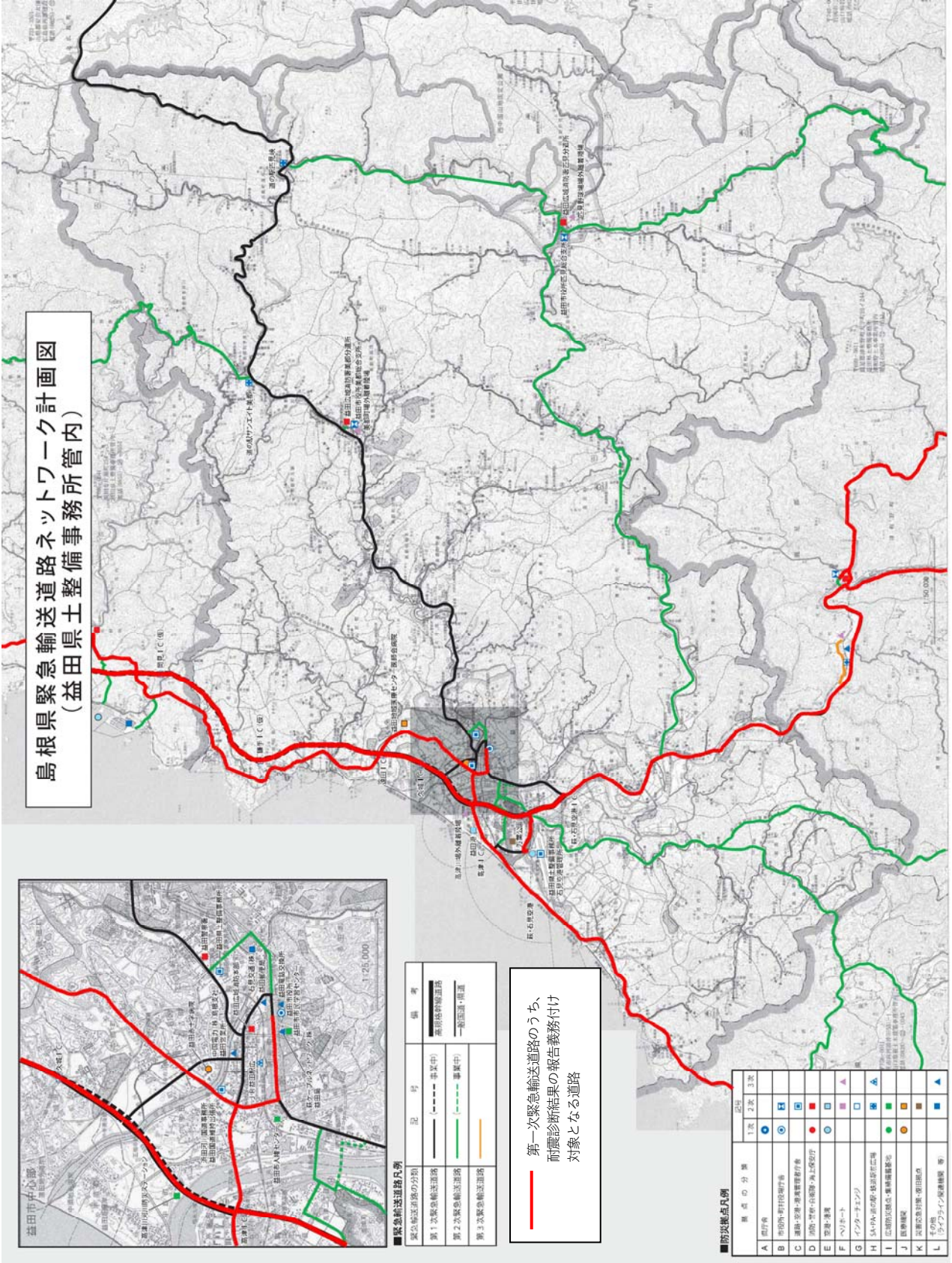
道路種別	路線名	益田市における該当区間
一般国道	山陰道（国道 9 号益田道路）	遠田 IC～国道 9 号交点
一般国道	国道 9 号	浜田市境～県道 35 号線（益田停車場）交点
一般国道	国道 9 号	山陰道交点～津和野町境
一般国道	国道 191 号	国道 9 号交点～山口県境
主要地方道	益田停車場線	国道 9 号交点～益田澄川線交点
主要地方道	益田澄川線	益田停車場線交点～益田市役所
一般県道	石見空港線	石見空港飯田線交点～萩・石見空港

(2) 耐震診断結果の報告

(1) の①において指定された既存耐震不適格建築物及び②において指定された道路沿いの通行障害既存耐震不適格建築物の指定及び耐震診断結果の報告期限は、次のとおりである。

対象建築物	指定年月日	耐震診断結果の報告期限
① 公益上必要な既存耐震不適格建築物	平成 29 年 4 月 1 日	平成 33 年 3 月 31 日
② 通行障害既存耐震不適格建築物	平成 29 年 4 月 1 日	平成 38 年 3 月 31 日

島根県緊急輸送道路ネットワーク計画図 (益田県土整備事務所管内)



■緊急輸送道路凡例

緊急輸送道路の別	記号	備考
緊急輸送道路	— (実線)	高規格幹線道路
第1次緊急輸送道路	— (点線)	一般国道・県道
第2次緊急輸送道路	— (破線)	
第3次緊急輸送道路	— (細線)	

— 第一次緊急輸送道路のうち、
耐震診断結果の報告義務付け
対象となる道路

■防災拠点凡例

拠点の分類	記号		
	1次	2次	3次
A 県庁舎	■	●	▲
B 消防団本部事務所	■	●	▲
C 消防・災害・地域管理センター	■	●	▲
D 消防・警察・自衛隊・海上保安庁	■	●	▲
E 警察本部	■	●	▲
F ヘルプセンター	■	●	▲
G インターネット	■	●	▲
H S&Aの取付・体感計測広域	■	●	▲
I 出動対応色・集積場等	■	●	▲
J 医療機関	■	●	▲
K 災害応急対策本部	■	●	▲
L その他 [] ライトアップ・夜間照明 等	■	●	▲